

「和光大学創立 60 周年記念募金 ご寄付のお願い」の

記載誤りについてのお詫びと訂正

2026 年 10 月 1 日

和光大学募金事務局

このたび、2026 年 9 月から 10 月にかけて発送いたしました「和光大学創立 60 周年記念募金 ご寄付のお願い」（以下、「ご寄付のお願い」）の裏表紙に記載しております「税制上の優遇措置のご案内」において、寄付金控除の算定式の一部に誤りがございました。

関係の皆さまには、ご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

なお、ホームページに掲載している「ご寄付のお願い」は、訂正後の内容に差し替えております。

【訂正箇所】

「ご寄付のお願い」裏表紙記載の「税制上の優遇措置のご案内」

【誤】

② 税額控除制度

寄付金額※2－2,000 円×40%＝所得税控除額※3

※2 控除対象となる寄付金額は、その年の総所得金額等の 40%が上限

※3 所得税控除額は、その年の所得税額の 25%が上限

○ 住民税控除

寄付金額※4－2,000 円×住民税控除率※5

※4 その年の総所得金額等の 30%が上限

※5 東京都町田市にお住まいの方は住民税控除率 10%、

東京都内（町田市以外）にお住まいの方は 4%となります。

【正】

② 税額控除制度

（寄付金額※2－2,000 円）×40%＝所得税控除額※3

※2 控除対象となる寄付金額は、その年の総所得金額等の 40%が上限

※3 所得税控除額は、その年の所得税額の 25%が上限

○ 住民税控除

$(\text{寄付金額} \times 4 - 2,000 \text{ 円}) \times \text{住民税控除率} \times 5$

※4 その年の総所得金額等の 30%が上限

※5 東京都町田市にお住まいの方は住民税控除率 10%、

東京都内（町田市以外）にお住まいの方は 4%となります。